

(4) 事故等発生時の対応

下記マニュアルを基本とするが関係職員が不在の場合など臨機応変の対応・処置を行う。

発見者（現場到着職員）

- 事故の状況を把握する。 ○症状が軽ければ保健室に運ぶ。
- 重症と思われるときには、職員室に連絡する。（他の者に連絡依頼）

養護教諭

○負傷者の連絡が入ったら現場に急行し、けがの状況を確認し、以下の対応を行う。

- 1 生命の危険が予測される場合
 - 救急車の要請を依頼する。 ○救急車に同乗し、児童に付きそう。
- 2 生命の危険はないが、速やかに医師の治療を要すると判断される場合
 - (1)保護者への連絡ができ、保護者が来校できる場合
 - 保護者による医療機関での受診(状況により養護教諭も同行する。)
 - (2)保護者への連絡ができたが、保護者が来校できない場合
 - 保護者に医療機関を確認し、養護教諭が児童を移送し、受診する。(状況によっては他の職員が同行する。)
 - 治療が長引くときは、途中、学校へ経過を報告する。
 - (3)家庭との連絡がとれない場合
 - 学校医（中北クリニック 83-3600）で受診する。
 - 4年生以下はかかりつけの医療機関(保健調査票:保健室保管)で受診する。

担任

- 1 生命の危険が予測される場合
 - 直ちに保護者に連絡し、症状(事故状況も含む)と行き先の病院名、保険証持参を伝える。
 - 病院に向かう。 ○状況を適時学校に連絡する。
- 2 生命の危険はないが、速やかに医師の治療を要すると判断される場合
 - 保護者に症状(事故状況も含む)を伝え、来校と医療機関での受診を依頼する。
 - 保護者が来校できない場合は、受診する医療機関を確認し、保険証持参による来院を依頼する。
 - 保護者との連絡がとれない場合は、治療後、事故の様子、処置結果等を保護者に伝える。

教頭

○直ちに現場に急行し、状況を速やかに把握し、校長に報告する。

校長

- 救急車の要請を指示する。 ○町教育委員会への報告
- 重大事故と判断される場合、保護者への説明・マスコミ対応を行う。
- 重大事故と判断される場合、時系列記録を行う。

★担任、担当教員は、病院、家庭を訪問する(軽傷の場合は電話で可)など見舞を行う。